

社会福祉法人 光志福祉会 行動計画（女性活躍推進法）

男女を問わず、職員が家庭生活との両立を図りながら、勤務を継続できる職場環境とするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年1月1日 ～ 2023年12月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：職員が利用可能な両立支援の制度(仕事と育児・介護の両立)を広く職員に周知する。このうち、年次有給休暇は、年間に6日以上取得する、当年度の付与日数に対する取得率を45%以上とする。

【取組内容】

- 2021年1月から 管理職員が率先して年次有給休暇を取得し、休暇取得の少ない職員に働きかける。
- 2021年3月までに 当法人において利用可能な両立支援の制度を分かりやすく紹介したチラシを作成する。
- 2021年4月から 毎年1回、両立支援の職員研修を行う。(学研)

目標2：正規職員の平均継続勤務年数を5年以上とする。

【取組内容】

- 2021年1月から 評価者が毎月職員との面談を行う中で、勤務の継続を阻害する要因がないか聞き取りを行う。
阻害要因が判明した際は、速やかに拠点長に伝え、適切な対応策をとる。
- 2023年12月までに 介護機器の導入や休憩室の確保により、勤務時間・休憩時間における身体的・精神的負担を軽減させる。